

幹事長会申し合わせ（13-0125）【改正案 ver.1】

- 1 常任委員会の説明員の出席について
副市長並びに所管部課長の出席を求める。
- 2 意見書・決議を求める陳情書の取り扱いについて
陳情書は、本会議で陳情文書表を配付する。
~~意見書・決議は、提案者より幹事長会に提出する。~~
- 3 意見書・決議を求める要望書の取り扱いについて
議長あて提出された要望書は、幹事長会にその写しを配付し、各派で検討願い、意見書・決議として提出しようとする場合は、会派において原案作成の上、議長あてに提出するものとする。
- 4 意見書・決議の取り扱いについて
 - ~~(1) 幹事長会における意見書・決議の調整は、全会一致を原則とする。~~
 - ~~(2) 定例会当初の幹事長会で提案されたものは、次回定例会終了までに結論を出す。但し、定例会最終日の幹事長会で提案されたものは、次々回の定例会終了までに結論を出す。その結果、全会一致の賛成が得られない場合は、取り下げるものとする。~~
 - ~~(3) 理事者、議長会の要請により議長から提案した意見書・決議については、幹事長会の協議を経た上、議会に提案する。~~
 - ~~(4) 提案会派は、各会派に趣旨説明する等賛成を得るための努力をする。~~
議長あてに提出のあった意見書・決議は、幹事長会に報告（協議はしない）し、議会運営委員会へ協議を申し送ることとする。
- 5 常任委員会の所管事務調査の実施について
議会閉会中も常任委員会が開催できるよう、常任委員会において所管事務調査を実施する。
- 6 附属機関等の委員の推薦について
議会から推薦する委員は、幹事長会で調整の上、議長が推薦する。
- 7 各委員会のインターネット及びモニターテレビによる放映について
各委員会の審査等の模様をインターネット及び、別室においてモニターテレビにより放映し、傍聴者に対応する。